

東京都国際競争拠点都市整備事業費補助金交付要綱

30都市基街第461号

平成31年3月29日

(目的)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域において実施される、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる公共公益施設の整備のために、東京都（以下「都」という。）が、施行者に対し交付する国際競争拠点都市整備事業に係る補助金に関し、その補助対象事業、補助対象事業者、補助率その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 補助対象事業 都市再生推進事業制度要綱（平成12年3月24日付建設省経宅発第37-2号・建設省都計発第35-2号・建設省住街発第23号。以下「制度要綱」という。）第11編第1章第19条の規定に基づき、国際競争拠点都市整備事業計画に位置付けられた事業をいう。
- 二 補助対象事業者 補助対象事業を実施する地方公共団体以外の施行者をいう。
- 三 補助対象事業費 補助対象事業に要する経費をいう。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、都の補助額に国庫補助金の交付額（国が都市再生推進事業費補助交付要綱第11編第1章第17条の規定により定めた額をいう。以下同じ。）を加えた合計額とする。

- 2 前項の場合において、都の補助額は、補助対象事業費の3分の1又は国庫補助金の交付額のうちいずれか低い額以内とする。
- 3 第1項の規定により算出された補助金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1-1号様式及び第1-2号様式から第1-8号様式までのうち必要なものに関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、別記第2号様式により補助対象事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付すことができる。

(事業の計画変更の承認申請)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、同条による交付決定を受けた申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

第8条 知事は、補助事業者から前条の規定による申請があったときは、補助金の交付決定をした内容を変更することができる。

2 知事は、補助金の交付決定をした内容を変更したときは、別記第4号様式により補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに別記第5号様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(中止又は廃止の決定及び通知)

第10条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適正と認めるときは、補助事業の中止又は廃止を承認することができる。

2 知事は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、別記第6号様式により、補助事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第7号様式により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、速やかに補助事業者にその処理について適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、第 5 条の規定による補助金の交付決定から次条第 1 項又は第 2 項の規定による実績報告までの間、四半期ごとの補助対象事業の執行状況について、当該四半期終了後 10 日以内に、別記第 8 号様式により知事に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、都から求めがあったときは、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに別記第 9 - 1 号様式及び第 9 - 2 号様式から第 9 - 4 号様式までのうち必要なものに関係書類を添えて知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定に係る都の会計年度が終了したときは、速やかに別記第 10 号様式に関係書類を添えて知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、別記第 11 号様式により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 補助事業者は、第 5 条の規定により交付決定を受けた補助金を知事に請求するときは、別記第 12 号様式により請求するものとする。

(全体設計)

第 16 条 補助事業者は、次の各号の一に該当する工事を施行する場合は、第 4 条の規定による補助金の交付の申請前に、あらかじめ別記第 13 号様式を知事に提出し、全体設計（次年度以降にわたる補助事業等の全体計画をいう。以下同じ。）について承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

一 次に掲げる工事で、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が 2 年以上にわたるもの

イ 橋梁、立体交差、ずい道又は連続立体交差に係る工事

ロ 大規模構造物等に係る工事

ハ シールド工法、推進工法等の特殊工法による工事

二 大規模な物件等の移転等の工事であって、これに要する期間が 12 月を超えるもの

2 知事は、全体設計を承認したときは、別記第 14 号様式により補助事業者に通知するものとする。

(帳簿等の整理)

第 17 条 補助事業者は、補助事業について帳簿及び証拠書類を備え、収入及び支出を明らかにしておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(申請書等の提出先)

第 18 条 この要綱に定める補助金の交付申請その他の手続に関する書類の提出は、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課に対して行うものとする。

(他の規則との関係)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。